

令和2年度 第6回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和2年9月15日 開会

令和2年9月15日 閉会

みどり市教育委員会

令和2年度第6回みどり市定例教育委員会会議録

令和2年9月15日（火曜日）

議事日程

令和2年9月15日（火曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 教育長報告
 - 日程第 4 報告第 8号 教育長の専決に関する報告（みどり市新型コロナウイルス感染症対策学生支援金貸付要綱）について
 - 日程第 5 報告第 9号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
 - 日程第 6 議案第33号 教育長の臨時代理に関する承認について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）の一部修正）
 - 日程第 7 議案第34号 令和2・3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について
 - 日程第 8 議案第35号 令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めるについて
 - 日程第 9 議案第36号 みどり市立学校県費負担教職員の人事について
 - 日程第10 議案第37号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5人）

教育長	石井 逸雄	委員	山同 善子
職務代理者	金子 祐次郎	委員	石戸 悅史
委員	岩野 ひろみ		

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	星野 和弘	教育総務課長	金高 吉宏
学校教育課長	加部 豊	社会教育課長	割田 隆久
文化財課長	藤生 智子	富弘美術館事務長	横倉 智恵子
教育総務課 施設係長	常見 道憲		

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	正田 一仁	総務係主査	小林 洋行
----------	-------	-------	-------

◎開会・開議

午後3時5分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和2年度第6回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番2番の金子祐次郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎日程第2 会期の決定

○教育長 日程第2、会期の決定ですけれども、令和2年9月15日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

◎日程第3 教育長報告

○教育長 次に移ります。日程第3、教育長報告を議題といたします。私から報告いたします。

教育長報告事項ということで1枚紙をごらんください。ほとんどが中止となっております。その中で8月27日に学校給食提供方式検討委員会が立ち上がりまして、このあと報告させていただきますが、委嘱さらに第1回検討委員会を行いました。

続いて、8月28日に令和2年度みどり市給食運営委員会委員の委嘱及び第1回運営委員会。これは、毎年お願いしているみどり市給食運営委員会の委嘱でありますので、当然、この給食運営委員会の中でもいろいろな部分でのご意見等いただいておりますが、今回は、笠懸地区学校給食提供方式を方向づけていくため、外部の有識者も入れた検討委員会が立ち上がったということですので、これは、のちほど教育総務課から報告をさせていただきます。

それから、9月1日の令和2年度第1回ブロック別人事教育長会議がございました。9月1日が来年度に向けての教職員人事がスタートする解禁日になりました、まず1つには、9月1日の子供たちの定数で来年度の教職員が何人になるかというところを描いていく作業がスタートしたことになります。

それから、ブロック別人事教育長会議については、桐生・みどり地区が1つのブロックですので、桐生・みどり地区での管理職が今年度末何人、定年退職、あるいは転出するかというところの確認をして、来年度、桐生みどり地区で管理職は何人代わらなければいけないのか、何人必要になるかということをしっかりと確認をするという作業が始まった会議であります。

このあと、教職員の管理職だけではなく、一般人事もスタートしていきます。子供たちが教職員の

数を決める基礎定数になりますので、子供たちの数をしっかりとみながら、審議をスタートしていくということになります。

以上2点が教育長報告ということですけれども、皆さんのはうから何かご質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長 続きまして、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告ということで、今回は教育総務課のはうから説明をしていただいて、皆さんのはうからご意見いただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長 みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会について、少し厚めのレジュメになつております。これをごらんいただきながら、お聞きいただきたいと思います。

笠懸地区における学校給食提供方式のあり方を検討するため、令和2年8月27日、木曜日、午後3時30分から教育庁舎の第1会議室で行いました。当日は、次ページの資料NO. 1にありますとおり、12名の委員さんの中で、学校給食会の方が欠席、11名の委員さんにお出席をしていただきました。

はじめに、資料NO. 2のスケジュールを報告し、次の資料NO. 3で会議の趣旨や要綱についての説明をさせていただきました。次に、委嘱状交付と教育長の挨拶、自己紹介を行いまして、正副委員長の選任ということで、委員長には前橋工科大学の堤准教授、副委員長には東京都からお越しの学級絵所舎の後藤さんが就任されております。

この会議につきましては、原則公開とすることから、はじめに、資料NO. 4で会議の運営によりまして公開についての議題とさせていただいて、委員の皆様に了解をしていただいたということで、公開が決定されました。その後、傍聴者の方に入場をいただきました。金子教育長職務代理にも傍聴をしていただいたということで、ほか3名の方に傍聴をいただきましたが、皆さん、市議会議員の方でございます。そのほか、新聞記者が2名、上毛新聞と桐生タイムスの記者に1名ずつ入っていただきました。

今回の議題は、まずは全体の検討項目ということで、資料NO. 4の次のページの資料になりますが、第1回から第4回までの会議の検討項目を示させていただきました。この資料につきましてご協議いただきましたが、特にこの点についてはご意見がなく、了承されました。

次に議題にはいるわけですが、みどり市学校給食についてということで、次のカラー刷りの資料になります。この資料にもとづきまして説明をさせていただきました。めくっていただきますと、1番の学校給食の基本的な考え方から4番の学校給食の課題まで、資料をもとに進めました。協議については、1から4、それぞれ1つずつ確認をしていく、ご意見をいただいたという内容でございます。

まず、1番の学校給食の基本的な考え方について、学校給食法で定められている部分と、みどり市独自の学校給食の無料化等の話をさせていただきました。市の給食費の無料化についての取り組みは、「素晴らしい」というご意見もいただいて、財源が必要になることの危惧や「今後も続けるのか」と

といったような質問もされております。無料化については、「今後も続けられるように努力をしていきたい」と回答をしております。

次は、2番の学校給食の歩みについて、笠懸町、大間々町、東町の過去の給食の開始等の関係の歩みを示させていただく中で、1番最後のA3判の学校給食の沿革という資料も一緒に示させていただきました。

これには全国、群馬県、みどり市の給食が明治22年の山形から始まったという経過も踏まえ、その中でみどり市では昭和16年に笠懸地区が始まりましたとか、大間々、東地区については、23年に始まっているという説明をさせていただいて、給食の歩みを報告させていただきました。

この中では、「笠懸地区のウェット方式、ドライ運用に努力されている」という意見や「給食室の室温が基準28度以下が望ましいのですけれども、そういった比較ができるのか」というようなご質問等ございました。

実際に、衛生管理の調査に入っていただいている委員からは、「センターではしっかりと管理されていますけれども、自校方式は、冷房も最近になって入ったので、理想どおりにはいっていない」という報告もされたところでございます。「自校方式は、もともと校舎が古いということで対応できていない」ということと、「自校方式をセンター方式の衛生管理のレベルにするには、給食室の更新が必要になるということがポイントになる」というところもお話をされたということです。

続いて、3番目は学校給食の現状ということですが、児童生徒数や食材費の推移をお示しさせていただきました。その場では、校舎の老朽化から給食室の壁面や床面にカビの問題がでたり、湿度の問題が議論され、改善の難しさが指摘されたということです。

続いて、4番の学校給食の課題になりました、5ページ目では、みどり市における課題で、施設の老朽化、アレルギー対応についての議論もされました。次のページも、課題の中では、建設年度、運用方式、人員数等のお示しをさせていただきました。

次の7ページ目からは、みどり市ではなく笠懸地区における学校給食の課題から、作業面でのウェット方式のドライ運用というところが、衛生的な管理に務めなくてはならないということで施設面の充実が必要だという話から、次ページの大間々学校給食センターの概要、旧大間々学校給食センターのウェット方式であった時の写真、次の10ページが、笠懸地区の笠懸小の平面図を示させていただったり、新たに自校方式で作るとなると、だいたい面積が今107平米ですが、3倍の370平米必要ですという資料を付けさせていただきました。その面積が不足していますという資料が12ページにございまして、13ページでは笠懸地区の学校給食の課題を3つ提示させていただいたということでございます。

ここでは、アレルギー対応について議論がされまして、給食室でのアレルギー対応やセンターでのアレルギー対応を行う自治体がふえている中では、「給食室だけではなく、学校との話し合いも綿密に行わなければならない」ということで、アレルギー対応の難しさについての議論がなされました。

また、自校方式の課題で、給食室の面積の狭さにも注目が集まって、1,000食を107平米の

部屋で作っていることの努力といったことも話題となっていました。

ここまでで、学識経験の方の意見が多かったわけなのですけれども、委員長が関係団体の2号委員さんや3号委員さんの方々の発言も促していただきまして、「給食費の無料化の財源も心配です」とか、「校舎の老朽化」、「自校方式を新設した場合の費用はどうか」、「給食室の面積を広げて新しく造るのは難しいのではないか」、「笠懸地区の自校方式が望ましいとの感覚があるというもの、その場合は明らかな根拠が必要ではないか」とのご意見もいただいたところです。

また、実際に現場に関わっている3号委員の方につきましては、「アレルギー対応の難しさというのを常に感じています」というご発言もありました。

以上のとおり、活発な意見交換がなされまして、会議は5時に終了予定だったのですが、30分位延びたという状況でございます。

次回は、令和2年9月30日、水曜日、午後2時から大間々学校給食センターで、視察を行いながら会議をする予定です。

○教育長 ありがとうございました。資料を読んでいただくと分かりやすいような形で担当のほうも作ったということでございますから、また時間がある時に読んでいただき、まとめてご意見等もいただかなければならぬと思うのですが、この日、傍聴に金子職務代理者が入っていましたので、当日の様子や感想をお話いただけるとありがたいと思います。

○委員 私が感じたところを少し紹介したいと思います。はじめに、事務局からの説明があったわけですが、基本的な考え方、歩み、現状、課題をパワーポイントを使って、流れや関連が主観的に捉えられるよう丁寧な説明がありました。初めて見る人にとっても、よく理解していただけるのではないかという工夫がされていたと感じました。

その説明のあとに、委員の先生方からいろいろな意見交換が行われたということなのですけれども、大きくは、笠懸地区給食室の施設規模とアレルギー対応、大きく2つに意見が集中したという状況で進んでいました。

どのような意見がでたのか紹介しますと、給食施設の規模については、「現状では十分なスペースがないので、大型の設備などがおけない」という技術的な問題ですとか、「食材を検収するスペースが十分になく、行えない」ということ、「温度や湿度の管理も重要なのですが、自校方式では難しいところがある」ということ。それから、センター方式はドライ方式、自校方式はウェット方式なのですが、ドライ運用ということで実際には運用しているのですが、「排水などがうまくいっていなくて、安全性を意識した問題もある」という話もありました。

それから、専門家の方々、主に学校給食運営に携わっている方からの意見だったのですが、笠懸小の例をもとに、「1,000食をたった107平米で調理しているというのは考えられない狭さだ」という指摘もありました。金高課長から、3倍の広さが必要という指摘があったのですが、「狭い中でやっているのは、調理員さんの努力のたまものでないか」という話もされておりました。

それから、調理室の改修が必要ということについては、「単に調理施設だけの改修をするということ

にはとどまらず、学校全体でレイアウトから、電気の問題、排水の問題、これは学校全体で考えていかなくてはいけない、それほど大きな問題だ」という指摘もありました。

それからもう1つ、アレルギーについて、活発な意見がだされました。事例としては、「牛乳を麦茶に替える、実際はそれぐらいのことしかできていません」というお話がありました。それから、各市の取り組みについて、高崎市や安中市など、いろいろな市で取り組みはしているのですが、内容はそういう意味で1番低いということ。それと、太田市の例では、かなりアレルギー対応を必要とする子供たちが多いので、実際にはほとんど取り組めていないという事例も紹介されました。

これも、コンサルをやっている方からの意見だったのですが、「アレルギー対応というのは、文科省ではやれと言っていない」という指摘もありました。これをやる場合には、「精度を相当高いものにしていかないと、逆効果になる場合がでてくるので、適度にやるというのは間違いのもとだ」、「この場で言いたいのは、どこまで安全性を立証できるかが大事である」、「もしかしたら反応ができるかもしれない。その、かもしれないというところを突き詰めていく努力が必要」というご指摘もされていました。

いろいろな意見がだされる中で、総合的に感じたのは、調理室の規模やアレルギー対応に対する事例の紹介を通じて、いろいろな見解や意見が専門家の方々からでたのですが、同席した各委員さんにとってもとても新鮮な意見交換ができたということ。それから、笠懸地区によって、学校給食を考える上で新たな気づきがあったのではないかと私自身は感じました。

地元の委員さんも多く参加していたのですが、その中の1人が、「笠懸地区の人たちは自校方式を良いと思っている。そうした考えが正当なものであるのかどうか、社会情勢の変化を捉えながら検証していく必要があるのではないか」という話をされていました。

また、ある委員さんは、「話を聞いていると、自校方式は無理なのかなと感じた」と、そんな話もされておりました。

今回の検討委員会では、調理室のあるべき規模ですとか、それを確保するための費用、アレルギー対応においての心構えといったところが注目されたわけなのですけれども、こうした見解について、専門的な意見や事例紹介なども踏まえ、今後どう具体的にしていくことが期待されるというような印象を強く感じました。

それから、金高課長からもあったのですが、傍聴ということで、私も含め4名の方、いずれも3名の方は市議会議員でした。今後、ほかの議員にも、ぜひ出席していただいて、委員会の様子をみていただけたらと感じました。

○教育長 ありがとうございました。課長から流れ全体、金子さんから傍聴しての状況や感想をお話いただきました。実際には、皆さんにも同席していただいて、様子をみていただけると1番いいのですけれども、これはある程度、教育委員会とすると、専門家の委員さん方に審議をお願いするという形での委員会でございますので、とにかく皆さんの意見をしっかりと尊重していかなければならないというスタンスに立つのだろうと思っていますので、十分な論議が重ねられるように、事務局側とする

と、それなりの準備が必要になってくると思いますので、引き続き務めていかなければならないと思っています。

それでは、課長の概要報告、金子さんの報告を含めて、何かご質疑があればお願ひいたします。

○委員 金子さんが傍聴されて、お話を聞いてとても分かりやすかったし、この資料もとても分かりやすくできていて、私たちが見てもとてもフェアにできていて良かったと感じます。

また、今まで私たちは調理室のあるべき規模について、全く知識がなかったので、そういう視点から専門の方が見てくださいり、資料もそのようにできているというところで、話がすごく建設的に進んでいるのだというところに少し安心しました。

○委員 この委員会が終わったあと、傍聴者の方から、「会議録を見せていただけるのですか」という質問を受けました。「公開ですから、当然、まとめればでてくると思います」と答えたのですが、その辺はどうなっていますか。

○教育総務課長 会議録につきましても、出来次第、公開をしていきたいと考えております。

○教育長 私、この間、概要報告を読ませていただいたのですが、あれは教育委員さん方に見ていただくことは可能なのでしょうか。あれを見ると、論議された内容が分かります。会議録ではないのですが。

○教育総務課長 公開する会議録ではなくて、概要については、内部資料として位置づけをさせていただこうと思います。

○教育長 そうすると、このあと会議録が公開されるので、それが出来次第、教育委員さん方にも全部、会議録をお渡しできるという形でいいかと思います。

○教育総務課長 はい。

○委員 資料NO. 3の要綱の第2条（2）の中に、必要と認めることという記述があるのですが、どのようなことが想定されるのでしょうか。

○教育総務課長 ここにつきましては、学校給食提供方式について、関連することについて、委員さんからこういった資料がほしいですかという議題はここで話し合われたほうがいいというものがでてきた時に、必要と認めるものということで、議題にあげたいと思っていまして、別なものがあるというところでの意識づけはしていないです。

○委員 例えば、第2回、3回という中で、この部分は話し合ってもらいたいなどと決まればということですか。

○教育総務課長 はい。項目は、一旦ご了解いただきましたので、全体的な流れは決まっているのですけれども、それ以外に、こういう考え方をしたほうがいいですか、別の調査が必要ですかということがあれば、議題にあげていただけることができるよう、ここで示させていただいています。

○委員 分かりました。

○教育長 当然、そういう中においては、私たちもこういう点を少し論議していただいて、意見を聞かせていただきたいというところもでてくるのかと思うので、その分はその次の会議に反映できてい

くのだと思います。

それには、まず我々がどういう論議がされたかということを分かっていないと、次にいけないというところがあるので、第1回と第2回をまとめて、会議録も含めて皆さんで意見交換をしておいて、さらにこんなところをというところにもっていく必要があるかと思っています。

そういう意味では、11月11日、戻ってきての研修というところは、少しそんなところにも割いていく必要があるかと思っています。そうでないと、一方では論議していただいている、その内容が我々が分からなくて、我々はこんなところも知りたいのだというところがあった場合については、当然、給食に関する内容ですので、お願いできるわけです。

それからまた議会の傍聴もあったり、委員さん方も会議録がでてくると、今後、委員会の中では、こういうところも論議してほしいという意見もでてくることがあるでしょうし、市民にも公開していくますから、そういうこともでてきます。そういう部分の内容の中で、もしかすると、こういうことを論議することは決まっているのですが、それをはずれたところから、ここについて論議してほしいという内容がでてきた場合は、先ほど石戸さんから指摘があったように、この内容はこの委員会の中で論議してもらうことでよろしいでしょうかということで、教育委員会のほうで認めてもらったものはできるという形になっていますから、逆に皆さんに論議していただいて、この内容も論議していただくことによろしいでしょうかとの協議も場合によっては起こるかもしれません。

そういう意味では、私たちも議論されている内容をしっかりと捉えていく方向が必要になると思いますので、その辺のところは事務局のほうで様子をみていただいて、ただ単に報告だけではなく、こういうことで進んでいますけれども皆さんからの意見はどうですかというところも聞けるような形にしていかないといけないと思いますので、そこも含めてよろしくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 本当であれば、ここはもっともっと論議していかなければいけないと思いますが、もう少し先でまとめて時間をとりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、事務の管理・執行状況に関する報告ということで、もう1点、教育総務課のほうから説明をしていただいて、皆さんのはうからご意見いただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長 笠懸西小学校（仮称）に係る造成工事及び本体工事についてという資料をごらんください。

工事の進捗状況について、報告をさせていただきます。はじめに、造成工事ですけれども、令和2年9月8日に契約を締結させていただき、工事に着手したところでございます。また、本体工事につきましては、建築、電気、機械と3工事に分けまして、令和2年9月14日に入札公告を行いまして、

ホームページのほうにでております。現在のところ、10月16日の開札に向けて、応札者の見積期間となっております。

2番の工事概要及び事業費については、ごらんいただければということでございます。

3番に、これまでの状況についてですが、契約業者、桂建設が入札でこの事業を行うということになりました。工期が令和2年9月9日から12月28日までということでございます。続いて、本体工事につきましては、9月14日に入札公告ということで、10月16日に開札予定。それから、10月中旬に仮契約。10月下旬に臨時議会を設けさせていただきまして、議決をいただき、本契約になるということでございます。

工期につきましては、令和2年11月上旬から令和4年2月28日までになっております。なお、この本体工事、3工事につきましては、みどり市建設工事に係る共同企業体取扱要綱によりまして、建築工事は3者、電気と機械につきましては2者の共同企業体により工事を進める予定でございます。

説明については、以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ありがとうございました。造成が、1億1,400万円という予算、本体工事が29億8,800万円という、みどり市でもこれまでなかったような大型事業になってきておりますので、何か手違いがあって大きな問題が起こるということがあってはならないことありますので、事務局のほうも十分注意しながら進めていきたいと思っていますし、皆さんにもまたその都度報告をさせていただきたいと思います。

それでは、造成工事及び本体工事についての概要を説明させていただきましたが、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 いよいよ本体工事の入札が始まっているということなのですけれども、当然、詳細設計ができあがっているということが前提なのでしょうが、その辺はどうですか。

○教育総務課長 実施設計につきましては、8月末日で終了しました。

○委員 その中で、木のぬくもりが感じられる校舎ということで、できれば、県産材だとか、あるいは、みどり市の木をふんだんに使ったようなことを考えていきたいという市長の想いもあったと思うのですが、その辺のところは、うまく設計のほうに組み込まれたのでしょうか。

○教育総務課長 建設にあたりましては、みどりの学び舎づくりというコンセプトもありますので、その考え方の中でも木をふんだんに使っていくという内容でございまして、床や腰壁については木を十分に使って、鉄筋の建物なのですが、木のカバーなどをして、なるべく木のぬくもりをだすような方向で考えております。

○教育長 その辺は、このあと映像も用意しておりますので、見ていただいてということでよろしいでしょうか。

映像を見ていただきながら、何かあればご質問を受けるということで、先に進ませていただきたいと思います。

〔映像 視聴〕

○教育長 造成工事、本体工事について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。



◎日程第4 報告第8号 教育長の専決に関する報告（みどり市新型コロナウイルス感染症対策学生支援金貸付要綱）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第8号、教育長の専決に関する報告（みどり市新型コロナウイルス感染症対策学生支援金貸付要綱）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 現在、7名の方がこの制度を活用しているということなのですけれども、いろいろな手続きの様式がでてくると思うのですが、実際にやってみて、不都合な点などはでていませんか。

○教育総務課長 極力、申請の様式を減らすということで、申請をいただいている中では、不便だったということはございません。

○委員 こういう質問をしたのは、例えば、第4条（2）で、市内に引き続き1年以上住所を有する者であることを証する書類という言葉がでてくるのですが、こういったものを証する書類にはどんなものがあるのかと思ったものですから。

○教育総務課長 住民票ですか、戸籍ということで、日にちがでているものについての証明をいただくということです。

○委員 住民票ですね。

○教育総務課長 住民票の中に転入日が書いてあります。

○教育長 転入や転出が書かれてくるので、そうすると、1年以上そこに住所を有するかどうかを調べられるということです。

○委員 これから先ということではなくてですね。

○教育総務課長 はい。市内に1年以上住んでいらっしゃるかどうかというところです。

○委員 私の勘違いです。これから先、1年以上住むと思ったものですから、そういう書類もあるのかと思っていました。分かりました。

○教育長 7名というのは、現在、奨学金を借りている方ですか。

○教育総務課長 借りている方もいらっしゃいますし、そうではない方もいらっしゃいます。

○教育長 7名の中で、これまで奨学金を借りていて、さらに緊急でこれを借りた方、それから、奨学金はこれまで借りていないけれども、今回、緊急的にこの支援金を利用したという方がいるということで、人数は分かりますか。

○教育総務課長 内訳は、分かりません。高校生も1名、借りている方もいらっしゃいます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第8号、教育長の専決に関する報告（みどり市新型コロナウイルス感染症対策学生支援金貸付要綱）については、以上で終了いたします。



◎日程第5 報告第9号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第5、報告第9号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

〔少し間あり〕

○委員 6番の方、外国籍児童生徒の言語支援ということで、今回は韓国ということなのですから、外国人の子供さんがたくさん市内にはいらっしゃいますが、支援員さんというのはそれぞれについていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長 今いらっしゃいますけれども、日本語が分からぬという方が、今年度については、この方が初めて転入してきて、紹介をいただいて任用した形になっています。

○委員 日本語が分からぬという基準がよく分からぬです。

○学校教育課長 ほとんど日本語を話すことができない方が転入してきましたので、学校のほうも対応が困りますので、韓国語と日本語の通訳をしていただいて、学校の先生とのやりとりをしていただくために雇っております。

○委員 それは、保護者ではなくて、子供さんのためにということになるのですね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第9号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

◇

◎日程第6 議案第33号 教育長の臨時代理に関する承認について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）の一部修正）

○教育長 続きまして、日程第6、議案第33号、教育長の臨時代理に関する承認について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）の一部修正）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 基本的に、これについては、マイナンバーカードの利用促進ということ、さらには図書館を利用したいという方で、マイナンバーカードを持っている方は、これを使うことで手続きが簡単に借りられるようになりますという利便性を高めるということです。これらがどんどんはいってくると、図書の貸し借りの業務や利用者の申請がかなり簡素化できるということで、こちらとすれば、先々に向けて、マイナンバーカードの普及と図書館の貸し出し業務等が円滑に行われるよう先進的に取り組みたいということで、今回、補正をお願いしたところあります。

これについては、タイムス等でごらんになっているかもしれません、この補正に関して、マイナンバーカードを積極的に活用していくという部分について、コンビニ交付等行うことで補正予算を議会にかけたのですが、議員さんの中からは、「少し早すぎるのではないか」、「もう少ししっかりと議論した上でこれを進めていく必要があるのではないか」ということでのご意見等もいただいて、先日、採決の中では、1票差で補正はとおったというところでありますけれども、多くの議員さん方が、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付のあり方を含めたところについては、しっかりと議論していく必要があろうということでのご指摘をいただいたということもありますから、それに続いて、当然、うちのほうもマイナンバーカードを使わせていただくというところでありますから、引き続き、しっかりとした説明ができるようにしていくこと。

それから、これが整ってきた暁には、市民の皆さんに混乱をきたさない。それから、場合によると、「情報等が漏れたりする心配もあるのではないか」というご指摘もいただいておりますので、「そうい

うことではない」と説明してきておりますので、そこをしっかりと担保しつつ、この普及に務めていくという責任が私たちにもでてきていることを付け加えさせていただけたらと思います。

○委員 きのう、菅新総裁の会見の中でも、マイナンバーカードと保険証の紐付けや免許証の話もでていたのですが、今後の見通しとして、例えば、障害者手帳やサービスを利用する際の受給者証とか、そういうしたものもマイナンバーカードで紐付けできていく形が、想定的な話でもでているのでしょうか。

○教育総務課長 今のところ、そこまでの話はでていないと思いますけれども、今後、今の状態からうまくマイナンバーカードとの繋がりがついていけば、その方面には話がいくものと思っています。

○教育長 デジタル省を作りたいという新総裁の話もでていましたし、この辺については、かなり国のはうも進んでいくと思いますので、みどり市とすると、まず諸証明のコンビニ交付というところ、それから、こちら側では図書カードと兼ねるような形での利便性を高めたいというところにとどまっていますので、石戸委員からご指摘があった部分については、今後、議論されてくるようになるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○社会教育課長 議会のほうでもお話をいただいたのですが、マイナンバーカードの中に、利用者の電子証明書というのが2つ入っています、今回使わせていただくマイナンバーについては、マイナンバーの本体のデータにアクセスすることは一切なく、作っていただく時に、これは割田のデータのものと間違いませんよということを証明した証明書が2つついているのですけれども、その1つを使わせてもらって、個人証明をそこでさせてもらうことになります。

図書カードは図書カードとして作りますから、図書カードの番号と割田のマイナンバーカードを紐付けをして、図書利用関係のデータについては、全部図書館のほうで管理をして、マイナンバーのほうには一切記録をしない形になります。マイナンバーをもし落としても、その中から私の図書の記録が外に漏れるということは一切ないというシステムらしいです。そのあたりも、心配された議員がいらっしゃいました。

○教育長 マイナンバーカードの中にいろいろ紐付けされていて、落とすと全部利用されてしまうのではないかということですが、その辺はしっかりと設計されているようで、図書のほうで使う分については、その中の基本的な氏名と住民情報と何ですか。

○社会教育課長 実際には、乱数化された番号だけを読み取って、その乱数化された番号については割田だと分かるように図書館のシステム内ではしていて、マイナンバーカードの乱数だけでは分からなくなっています。

○教育長 いずれにしても、これで何か情報が漏れたり、悪用されたりということはない利用の仕方であるということですね。

○社会教育課長 はい。

○教育長 そのあたりが、まだまだ市民の皆さんも不安に思っているところもあるので、しっかりとこちら側とすれば説明をしているし、そういうことが起こらないように当然していかなくてはいけな

いと思います。

これらが、少しずつ市民の皆さんにご理解いただけるようになると、マイナンバーカードが便利になってくるかと思うのですが、そこをみどり市としては進めたいというところです。

○委員 マイナンバーカードを持っていけば、図書館で図書カードを持っていなくても本が借りられるというものではないのですか。

○社会教育課長 そうではないです。図書カードを持っていない方は、図書カードを作る手続きをしていただいて、同時にマイナンバーカードと図書カードを紐付けさせていただいて、そこから使えるようになります。両方持っている方については、紐付けをしないと、関連が分かりませんから、紐付けの作業だけは図書館でさせていただきます。

○教育長 紐付けをすると、そのあとは楽になるということですね。

○社会教育課長 そうですね。これが、もしみどり市だけではなく、太田市や桐生市や伊勢崎市で始まると、その中の連携もできますから、マイナンバーカード1枚あれば、桐生市にも行ける、太田市にも行けるという状況が進むと言われています。ここでは、今、みどり市だけなので、利便性がそれだけで高まるかというとなかなか難しい部分があります。

○教育長 ただ、利便性が高まる一方、私の情報が太田市に行っているのかなと市民の皆さんのが心配に思うというところが、今の状況の中でまだまだ理解いただくような形をとっていかないといけません。

○社会教育課長 将来的には、保険証もこれ、図書館もこれ、両方持っていないくとも1枚で医者にもかかるし、図書館にも行ける、というものが幾つもふえてくると、マイナンバーカード1つ持つていれば、どこでも買い物もできて、医者にも通えて、本も借りられるという状況が生まれるのではないかと思っています。

○委員 そうですね。社会保険も年金と紐付けされていますから、すごく大事なカードですね。

○社会教育課長 大事なカードだから、セキュリティもしっかりとしています。

○委員 今やるこれは、ウイルス感染症対応地方創生交付金を活用というところでやろうとしているのですね。

○社会教育課長 はい。それと絡めまして、来年のサマーレビューの話もあったり、このあとに、もしかしたら補正という形で同じ交付金を使って何かしようという案がありまして、図書館のほうでは、電子図書の導入というのも、今、検討を進めています。

まだ、きょうの話では進めていますとしか言えませんけれども、教育委員さんの皆さんには、耳に入れておいていただきたいと思いましたので、関連でお話をさせていただきました。

○教育長 ということで、臨時で専決処分させていただいたということで、その中にマイナンバーカードを利用した図書の貸し出しシステムをしていくということで、教育部としてはこのあと事業を進めていくとご理解いただけますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第33号、教育長の臨時代理に関する承認について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第3号）の一部修正）、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。



◎日程第7 議案第34号 令和2・3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第7、議案第34号、令和2・3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願ひいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願ひいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第34号、令和2・3年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第8 議案第35号 令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めるについて

○教育長 続きまして、日程第8、議案第35号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求ることについてを議題といたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第35号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

[担当課以外 退室]

審 議 [非公開により未記載]

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第8、議案第35号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めるについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第9 議案第36号 みどり市立学校県費負担教職員の人事について

○教育長 続きまして、日程第9、議案第36号、みどり市立学校県費負担教職員の人事についてを議題といたします。

これについても、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第9、議案第36号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

[担当課以外 退室]

審 議 [非公開により未記載]

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第36号、みどり市立学校県費負担教職員の人事について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第10 議案第37号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

○教育長 続きまして、日程第10、議案第37号、みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定についてを議題といたします。

これについても、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第10、議案第37号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

審 議 〔非公開により未記載〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第10、議案第37号、みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時05分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 金 子 祐 次 郎